

総社市下水道事業財務事務専決規程を次のとおり定める。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市下水道事業財務事務専決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総社市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年総社市条例第62号）第1条に規定する下水道事業（以下「下水道事業」という。）における財務に関する事務の専決について、必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 下水道事業における副市長、部長及び課長の財務に関する専決事項は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）第13条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

財務に関する事項

事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要
1 予算に定めのある国又は県の補助金等の交付申請に関する事		○			
2 国又は県の補助金等の請求に関する事			○		
3 国又は県の補助事業等の実績報告に関する事		○			
4 公共用地の取得に伴う調整に関する事	重要なもの	軽易なもの			
5 行政財産の用途変更及び用途廃止に関する事		重要なもの	軽易なもの		
6 行政財産の目的外使用に関する事		同上	同上		
7 不要物品の売却及び処分に関する事		同上	同上		
8 収入の過誤納金の充当又は還付に関する事			○		
9 支出の過誤払金及び繰替払金の戻入に関する事			同上		
10 建設工事等の起工及び変更（軽微変更を除く。）に関する事	1,000万円以上	130万円以上 1,000万円未満	130万円未満	契約検査課長 130万円以上は 総務部長	
11 建設工事等の軽微変更（契約の変更を伴わないもので、設計金額の増減			○		

額が10万円以内のものに限る。)に関する事					
12 建設工事等の契約に係る予定価格の設定に関する事	2,000万円以上	2,000万円未満			
13 建設工事等以外の見積書の徴収等に関する事。(別に定めがあるものは除く。)	支出負担行為に係る専決事項の区分による。			地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号の事由を適用する場合は、契約検査課長	
14 上記13の予定価格の設定に関する事	2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満	500万円未満		単価等による場合は、執行予定額、長期継続契約の締結時は、契約期間全体の執行予定額による。
15 予算の流用に関する事	100万円以上	50万円以上 100万円未満	50万円未満		
16 予備費充当に関する事	○				
17 収入の調定及び収入命令に関する事			○		
18 支出命令(精算命令を含む。)に関する事	5,000万円以上	500万円以上 5,000万円未満	500万円未満		総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号)第44条第3項に規定する経費(旅費を除く。)及び会計年度任用職員の報酬は、支出負担行為に係る専決事項の区分の例による。
19 寄附採納に関する事	50万円以上 100万円未満	50万円未満			
20 財産の評価及び見積もりに関する事		○			
21 振替伝票の発行に関する事		1,000万円以上	1,000万円未満		
22 起債の申請及び借入に関する事		○			
23 一時借入金に関する事		○			

24 次に掲げる支出負担行為に関する事。ただし、内容の重要な変更を伴うもの及び支出負担行為金額の5%以上の変更を除き、当該変更に係る金額の決裁区分による。

節	副市長	部長	課長	合議	摘要
1 給料, 手当, 法定福利費, 報酬, 旅費, 燃料費, 光熱水費, 通信運搬費, 動力費, 保険料, 企業債元利償還金及び公課費			○		
2 被服費, 印刷製本費, 備消耗品費及び薬品費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満		
3 賃借料, 修繕費及び補償費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満		
4 負担金	500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満		
5 手数料	100万円以上	50万円以上100万円未満	50万円未満		
6 材料費	200万円以上	100万円以上200万円未満	100万円未満		
7 委託料	1,000万円以上	300万円以上1,000万円未満	300万円未満		建設工事等に係るものについては, 工事請負費の区分(合議を含む。)による。
8 工事請負費	3,000万円以上	500万円以上3,000万円未満	500万円未満	契約検査課長 500万円以上は総務部長	
9 1~8以外	2,000万円以上	100万円以上2,000万円未満	100万円未満		

備考

- 1 「○」は, その職において処理するもの
- 2 「軽易なもの」とは, 定例的又は反復して処理されるもの
- 3 「重要なもの」とは, 軽易なもの以外のもの
- 4 「合議」とは, 事案の一部又は全部について協議すること。